

パートナーシップ宣誓制度に関する転入・転出時の手続を簡略化 横浜市と都市間連携に関する協定を締結しました！

相模原市と横浜市のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している当事者が、両市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る都市間連携に関する協定を締結したことをお知らせします。

本市は、これからも、性的マイノリティの方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解の促進を図っていきます。

1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

2 協定の締結日

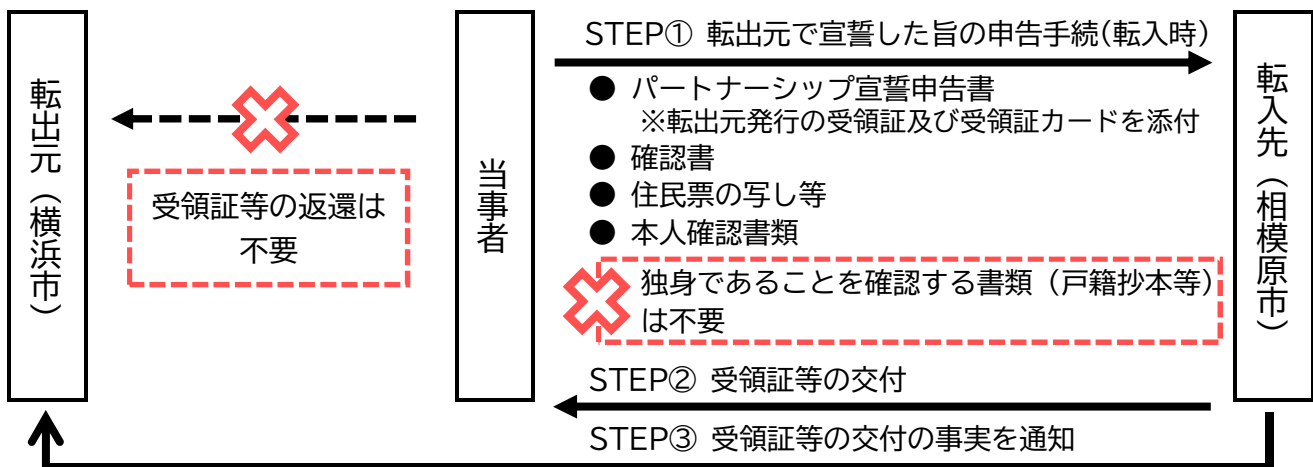
令和5年2月20日（月）

3 内容

(1) 協定による連携事項

- ・ 転出元への受領証等の返還手続が不要になります。
- ・ 転入先自治体への提出書類が一部省略できます。

(2) 連携スキーム（横浜市から相模原市に転入する場合）



❗ 両市の宣誓要件に違いがあることから、横浜市から相模原市に転入する場合は、相模原市の宣誓要件を満たす方のみ都市間連携の対象となります。

4 都市間連携の開始日

令和5年3月1日（水）

※ 開始日以降に、相模原市または横浜市に転入した場合に適用を受けることができます。

5 本市と都市間連携を実施している都市

川崎市（令和2年12月1日～）

【問合せ先】

人権・男女共同参画課

電話 042-769-8205

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定書

横浜市と相模原市は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る都市間連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者のいずれかの宣誓制度を利用している2人の者（以下「当事者」という。）の住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定の対象者は、令和5年3月1日以後に両者の間で住所の異動をする当事者とする。

（連携方法）

第3条 横浜市は、当事者から新たに横浜市の市域内に住所を定める前に宣誓等を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付するものとする。この場合において、横浜市は、所定の手続により、当事者にパートナーシップ宣誓書受領証明カードを交付することができるものとする。

2 相模原市は、当事者から新たに相模原市の市域内に住所を定める前に宣誓等を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓申告書受領証及びパートナーシップ宣誓申告書受領証カード（以下「申告書受領証等」という。）を交付するものとする。

3 前2項の規定により受領証又は申告書受領証等を交付したときは、当該受領証又は申告書受領証等を交付した事実とともに、当事者の氏名、生年月日、転入（新たに横浜市又は相模原市の市域内に住所を定めることをいう。以下同じ。）前の住所、交付番号等の申告に係る事項を転入前の市に通知するものとする。

（協定の解約）

第4条 この協定を継続できない事情が発生したときは、両者が協議の上、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第5条 両者は、それぞれの宣誓制度を変更するときは、その都度報告し、必要に応じて両者が協議の上、この協定を変更するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、両者が協議の上、定めるものとする。

3 両者のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、両者が協議の上、必要な変更を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年2月20日

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 山中竹春

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長 本村賢太郎